

資料4

令和6年度第1回 船橋市母子保健連絡協議会

【報告2】 「妊婦一般健康診査の追加助成について」

船橋市 地域保健課

1. 船橋市の妊婦一般健康診査事業

○母子保健法第13条

「(略)市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない」

年度	内容
平成9年度	事業の実施主体が都道府県から市町村に移管
平成20年度	公費による助成を2回から5回に拡大
平成21年度	公費による助成を5回から14回に拡大
令和2年度	翌々月に出産予定でかつ、妊婦健康診査が5回未満の方に対して、状況把握を開始
令和3年度	多胎妊婦向けに、追加助成(5回分)を開始
令和4年度	市内の分娩を取り扱う医療機関にアンケート実施
令和6年度	県内で初めて、妊婦健康診査が14回を超えた場合の費用について2回分まで助成を開始

2. 国の動き

○厚生労働省

- 平成27年3月31日 雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知
「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準について」
 - ・妊婦一人につき出産までに14回程度行うものとする。
- 令和5年3月27日 子ども家庭局母子保健課通知
「妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について」
 - ・令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業」を実施。
 - ・市区町村における妊婦健診への平均的な受診回数は12回程度であるが、予定日（40週）以降の14回以上の妊婦健診については9割以上の市区町村が公費負担の対象外としていること等が明らかになった。
 - ・妊娠が予定日（40週）を超過したため14回以上の妊婦健診が必要な方への公費負担についても、特段の配慮をお願いする。

3. 本市の今までの動き

【妊婦健診の実情】

市内産科の先生より妊婦健診を14回超えて出産を迎える妊婦が3割位いる実態があるのご意見をいただく。市でも、問診票の集計から妊娠周期が40週を超えて出産を迎える方が3割程度であったことが判明する。

【本市の取組】

令和5年度

- 「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（厚生労働省告示）」の妊婦健康診査の回数引き上げの国への働きかけについて、千葉県市長会を通じて県へ要望書を提出。
- 上記要望書の提出と併せて、国策だけでなく市としても妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う必要があるため、次年度以降、船橋市の単独事業として妊娠40週以降の14回を超えた分の妊婦一般健康診査の費用の補助について予算要求を実施。

令和6年度

- 県内初の事業として、妊婦一般健康診査受診票14回分を超えて妊婦健康診査を受ける場合の費用を2回までの助成を開始。

4. 本市の妊婦健診追加助成の概要

- 目的 妊婦の健康管理の支援と経済的負担の軽減を図る
- 対象 受診日において船橋市に住所を有する方であつ、14回目の妊婦一般健康診査受診票を使い切った妊婦のうち、①もしくは②に該当する人
 - ①妊娠40週以降の妊婦健康診査の受診が必要とされる人
 - ②妊娠40週以内で医師が14回を超える妊婦健康診査が必要と判断された人
- 助成額 1回につき上限4,500円
- 助成回数 最大2回まで
- 配付方法
 - ・令和6年4月1日以降に妊娠届出をされる方
母子健康手帳の交付時に、母子健康手帳別冊に追加助成分の2枚を挟み込み配付
 - ・すでに妊娠届出をされた方
妊娠7か月頃に送付する妊娠後期アンケートに追加助成分の2枚を同封

5. 妊婦健診追加助成使用実績 (市内医療機関) R6.4月～5月

単位：件

週数	36	37	38	39	40	41	42	市内計	40週以降
累計	2	6	13	38	39	5	0	103	44
15回目	2	2	12	30	23	3	0	72	26
16回目	0	4	1	8	16	2	0	31	18

- 追加助成を一番多く使用する週数は40週で全体の約4割である。
- 40週以降に使用する妊婦は全体の約4割で、約6割の妊婦が40週以内で医師が14回を超える健診が必要と判断され、使用している。